

資料 NO. 1

岩手県森林審議会

林地保全部会の審議結果について

岩手県森林審議会林地保全部会



- 1 岩手県森林審議会林地保全部会の開催状況（令和3年12月14日～令和4年12月13日）  
審議案件が無かったことから、林地保全部会は開催していない。
- 2 岩手県森林審議会の意見聴取を要しない案件について（令和3年12月14日～令和4年12月13日）  
前回開催された森林審議会（令和3年12月14日）以降の許可状況は、別紙のとおり、農用地の造成3件となっている。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
農用地の造成	3	12.8087	飼料畑造成、草地造成
合計	3	12.8087	

【参考1】

- ① 許可是「森林法第10条の2」に基づき、開発者が県に申請した林地開発許可申請に対して、県・権限移譲市町村が許可するもの。
- ② 同意は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき、開発者が市町村に申請した「設備整備計画」について、市町村が県に協議して同意を求めるもの。

【参考2：岩手県森林審議会への諮問要件】

- ① 森林法第10条の2の規定に基づき知事が行う開発行為の許可で、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの、審議会諮問後の面積が累計で5ヘクタール以上増加するもの及びその他知事が特に必要と認めるもの。
- ② 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第4項の規定に基づき知事が行う設備整備計画の同意で、開発行為に係る森林面積が10ヘクタール以上のもの、審議会諮問後の面積が累計で5ヘクタール以上増加するもの及びその他知事が特に必要と認めるもの。
- ③ 森林法第26条及び第26条の2の規定に基づく保安林の転用に係る解除（※1）で、保安林の転用に係る解除面積が1ヘクタール以上のもの、1ヘクタール未満のうち知事が特に定めた（※2）もの及び国土、環境等の保全上特に支障があると認められるもの。

※1 国又は地方公共団体が行うものを除く。

※2 次に該当するもの。

- (1) ゴルフ場、別荘地又はレジャー施設に係るもの。
- (2) 土石採取に係るもの。
- (3) 宅地造成に係るもの。
- (4) 工場又は事業場及びその関連施設に係るもの。

別紙

1 森林審議会林地保全部会審議案件の林地開発許可（目的別）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可累計面積 (ha)	許可年月日 (予定)	同意※年月日	備考
			<b>審議案件なし</b>							
計	0件			0.0000	0.0000	0.0000	0.0000			

※農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能なエネルギー電気の促進に関する法律第7条第4項による軽米町からの同意協議

2 森林審議会林地保全部会審議対象外の林地開発許可（目的別）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可累計面積 (ha)	許可年月日 (予定)	備考
1 公社	公益社団法人 岩手県農業公	農用地の造成	九戸郡洋野町大野第57地割蒲の口地内	5. 8315	5. 4426	3. 9916	3. 9916	R3. 12. 14	飼料畑造成
2 公社	公益社団法人 岩手県農業公	農用地の造成	久慈市夏井町夏井第8地割地内	9. 7456	9. 7456	7. 2169	7. 2169	R4. 6. 27	草地造成
3 公社	公益社団法人 岩手県農業公	農用地の造成	久慈市山形町荷輕部第5地割地内	2. 4771	2. 3360	1. 6002	1. 6002	R4. 8. 31	草地造成
	合計	3件		18. 0542	17. 5242	12. 8087	12. 8087		